

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 9 号
2 0 1 8 年 9 月 1 8 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

2018年度職場改善諸要求の申し入れ（駅、運輸所関係）

これまで標題による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、今だに職場には改善されない様々な問題が山積している。さらに毎年、新たな問題も発生する。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって組合員が安心して働ける労働条件を求めて、新大阪駅、大阪第一運輸所、大阪第二運輸所に関係する職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

記

I. 新大阪駅の改善要求

- (1) 新大阪駅及び京都駅における駅付帯業務を、平成31年4月に業務委託することが予定されている。新大阪駅及び京都駅における業務委託は中止して、現行の新大阪駅及び京都駅の営業二科を基準人員に入れること。

II. 運輸所の共通の改善要求

1. 運転士・車掌業務共通関係について

- (1) 新大阪ホーム端乗務員詰所を季節に関係なく常時開放すること。
- (2) W行路及び一丁半行路に車両所基地への入出庫担務の勤務指定は行わないこと。
- (3) 新幹線各運輸所のW行路の退出時刻の均等化を図ること。

(運輸所名)	(行路番号)	(出勤時刻)	(退出時刻)
東京第一運輸所	M15	15時50分	16時45分
東京第二運輸所	M118行路	14時59分	15時55分
大阪第一運輸所	M315行路	15時51分	17時56分
大阪第二運輸所	M417行路	16時14分	18時30分

- (4) 出勤時刻前にアルコール検査を行った場合は、労働時間としてカウントすること。

2. 運転士業務関係について

- (1) 車両所構内の昇降台下をスラブ化すること。
- (2) 引き上げ線の「停車・通過の確認喚呼」は省略すること。
- (3) 各駅、各車両所の停止位置目標・一旦停止標識を見やすくするため、LED化すること。
- (4) AB廻しは12分以上時間を確保すること。

3. 車掌業務関係について

- (1) 緊急開扉取扱時の喚呼と喚呼用語を簡素化すること。
- (2) 車掌の腕時計は日付表示付きの電波時計とすること。

4. 設備・環境改善について

- (1) 大一運、大二運の入口から詰所に至る箇所に設置されている監視カメラを撤去すること。また、入所の際の社員証式を廃止し、テンキー式にすること。
- (2) 新大阪駅の幹2ホーム東京方から下に降りるセキュリティ扉は、テンキー式から機械式にすること。
- (3) 大阪第二運輸所の組合掲示板を運輸所出入口正面に移設すること。
- (4) 各詰所に冷水器を設置すること。(乗り継ぎ詰所も含む)
- (5) 大一両5階と9階に自販機を設置すること。
- (6) 各乗務員待機室及び各乗務員休養室における業務用・私物携帯電話の電波状態を改善整備すること。また、Wi-Fiを設置すること。
- (7) 東一運・東二運の浴室を拡大し空調を新設すること。
- (8) 全乗泊に乗務員専用の洗濯機及び乾燥機を設置すること。品川駅乗泊にも洗濯機及び乾燥機を設置すること。
- (9) 各車両所での進路構成時における注意喚起の音声ガイダンスを新設すること。
- (10) 三島車両所3Fの待機スペースを拡張すること。また、浴室に下駄箱を設置すること。
- (11) 大阪第一運輸所内の冷蔵庫を2台に増設すること。(大阪第二運輸所には2台設置済み)
- (12) 乗務鞆置きサイズ(1仕切に胴乱とサブバックをおけるサイズ)に変更すること。また、大阪第一及び第二運輸所待機室に乗務鞆置き場を増設すること。
- (13) 各乗務員待機スペースに乗務員が使用出来るVC24を設置すること。
- (14) 大阪第一運輸所待機スペースに帽子掛けを新設すること。
- (15) 大阪第一及び第二運輸所の男子更衣室に「スノコ」を設置すること。
- (16) 大阪第一運輸所食事スペースにポットを増設すること。
- (17) 大阪第一及び第二運輸所待機室に新聞を設置すること。
- (18) 京都駅ホームでの乗務員専用の詰所を設置すること。
- (19) 京都駅走行管理班詰所にテレビを設置すること。
- (20) 大一両乗務員待機室に冷蔵庫を設置すること。
- (21) 各乗務員休養室に、CPAPの設置場所(テーブル)とCPAP電源(部屋によ

- り反対向きに寝ないといけない) を新設すること。
- (22) 各乗務員休養室の「エアコンフィルター」の掃除をエアコンカビ・アスペルギルス症防止の為、一週間に一度は必ず行うこと。
 - (23) 各乗務員休養室のシーツは、毎日取り替えること。
 - (24) 各乗務員休養室の浴衣サイズを (L/M/S) 毎に用意すること。
 - (25) 新幹線車内に「授乳」スペースを確保すること。
 - (26) 新幹線車内に「ラゲッジ」スペースを確保すること。

5. 勤務について

- (1) 年休申込み簿における事由欄を廃止すること。
- (2) 毎月年休発給可能となる要員を確保し、通年において最低でも年休抽選順位 (3番) までの年休発給を保証すること。
- (3) 予備月の勤務発表 25日までに勤務指定すること。前を7日前にすること。
- (4) 休日出勤指定は、前もって本人へ承認確認後指定すること。また、年休申込みをした場合は休日出勤を指定しないこと。
- (5) 特休付与は就業規則を遵守し、1ヶ月の特休付与を5～6日、年間休日を完全120日付与とすること。
- (6) 小交番制から大交番制にすること。
- (7) 訓練の待ち時間を労働時間とすること (前訓練を含む)。また、訓練の待ち時間を1時間以内にすること。
- (8) 規程類訂正及び各対策シート等作成、短巡回行路に伴う案内カード作成時間は、労働時間とすること。
- (9) 次勤務の電話確認は、会社側から責任をもって行うこと。または行路指定を行い電話確認を廃止すること。

6. 福利厚生に関する改善要求について

- (1) 通勤経路は本人の希望する経路とすること。また、全経路定期券とすること。
- (2) 労災申請に伴う事柄は、会社が責任を持っておこなうこと。
- (3) 乗務員の防寒服を改善し、全乗務員に貸与すること。
- (4) 全乗務員に黒靴及び黒靴下を貸与すること。
- (5) 季節の変わり目の制服着用は、本人選択とすること。
- (6) 夏季乗務員のネクタイ着用を廃止すること。

以上